

令和5年度みやぎ RTK 利用拡大コンソーシアム運営業務仕様書

本仕様書は、宮城県（以下「発注者」という。）が実施する「みやぎ RTK 利用拡大コンソーシアム運営業務」（以下「本業務」という。）を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものとする。

1 本業務の目的

農業者の減少や高齢化による担い手不足が進む中、労働生産性の向上や後継者等への円滑な技術継承に向け、県では令和4年度に県内7か所に RTK 基地局を整備した。この RTK 基地局を利用したスマート農業の普及拡大を加速化させるため、「みやぎ RTK 利用拡大コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）」を設立・運営することを目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月8日まで

3 本業務の内容

(1) コンソーシアムの事務局業務

イ コンソーシアムの設立

(イ) 宮城県 RTK システム等を活用したスマート農業の普及拡大を加速化させるため、大学や試験研究機関、農業法人等の農業者、農業関係団体、民間農業機械メーカーなどで構成するコンソーシアムを設立すること。

(ロ) コンソーシアムでは、県内活用事例の収集による現状把握や改善策の検討、実証モデル設置による技術の実証や検証、研修会開催等による情報発信を行うなど、スマート農業の普及拡大に取り組むこと。

ロ コンソーシアムの運営

(イ) 県内活用事例の収集による現状把握や改善策の検討、実証モデル設置に向けた調査・検討、研修会開催等による情報発信などについて検討する会議を3回程度開催すること。

(ロ) 運営にあたっては、構成員の役割分担を提示して進行管理するとともに、県で配置しているスマート農業コンシェルジュや関係機関等と連携すること。

(2) 実証モデル設置に向けた調査・検討業務

イ 実証モデルの設置に向けた調査

(イ) 今後、普及拡大が見込まれるスマート農業技術等を実証するため、令和6年度の実証モデル設置（県内3か所程度）に向けて調査を行うこと。

(ロ) 調査にあたっては、県農業試験研究機関や県と包括連携協定を締結している農業機械メーカー（株式会社クボタ及びヤンマーアグリジャパン株式会社）等と連携するとともに、コンソーシアムの構成員と調整して、地域性や営農形態等に応じた実証技術や設置場所等を考慮して行うこと。

ロ 実証モデルの設置に向けた検討

(イ) 令和6年度設置予定の実証モデルにおいて、各構成員が担う役割を明確にした上で、実証内容等を検討すること。

(ロ) 収集したデータ等は、スマート農業の普及拡大に活用できるよう、調査結果や課題、考察等を取りまとめ、コンソーシアムでその内容を検討する。また、設置予定内容は農業者

を対象にしたセミナー等で分かりやすく周知すること。

(3) スマート農業普及拡大に向けた情報発信

イ セミナー等の開催

(イ) 農業者がスマート農業技術を導入するにあたり、生産現場で導入されている技術や実証モデルにおける実証内容等は重要な情報となることから、情報提供のため、農業者や市町村、農業関係団体等を対象にしたセミナーや現地研修会等を2回程度開催すること。

(ロ) 開催にあたっては、県が事務局となっている「みやぎスマート農業推進ネットワーク」と連携を図るとともに、当ネットワークへの加入推進を図ること。

ロ みやぎ RTK 利用拡大パンフレットの作成

(イ) 宮城県 RTK システムの活用優良事例等を記載したパンフレットを作成し、当システムの利用拡大を図ること。

(ロ) 作成にあたっては、県で配置しているスマート農業コンシェルジュと連携し、農業者からの意見や農業改良普及センターでの現地指導状況等を盛り込むこと。

4 業務上の注意事項（一般原則）

- (1) 業務の遂行にあたっては、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、各関係者のプライバシーの保持に十分配慮しながら、本業務上知り得た個人情報を紛失し、又は本業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとする。
- (2) 業務の遂行にあたっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心掛けるものとする。
- (3) 本業務により得られた成果、情報（個人情報を含む）等については発注者に帰属するものとする。
- (4) 本仕様書にあらかじめ定められた業務を除き、業務の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は発注者と協議の上、決定する。
- (5) 受注者は、本仕様書5の内容に伴う書類及び帳簿、会計に関する諸記録を整備し、各会計年度終了後5年間保存するものとする。
- (6) 発注者は、受注者が本仕様書に定める内容に違反した場合は、委託金を支払わず、また、既に支払った委託金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

5 目的物

- (1) 業務完了報告書 1部
- (2) 「みやぎ RTK 利用拡大コンソーシアム運営業務」実績報告書 1部
- (3) 上記報告書の様式、提出期限等の詳細は、別途指示するものとする。

6 その他

- (1) 本業務の着手及び進行にあたっては、発注者と十分に連絡調整の上、実施するものとする。
- (2) 本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者の間でその都度協議するものとする。